

●平成24年度 監査テーマ 公有財産に関する財務事務及び枚方市土地開発公社における保有土地に関する財務事務について

○ 包括外部監査結果に対する措置について

【1】全般的指摘事項

No.	項目	監査結果(要旨)	担当部署	結果への対応
6	工事竣工引継書の受領を漏れなく行うべき 〔報告書23ページ〕	平成23年に中学校校舎の改築工事がなされ、あわせて自転車置場(屋根付)が整備された。校舎部分については所管課である公共施設部から財務部に対して、工事竣工引継書が提出されたが、自転車置場についての記載はなかった。一方で、財産台帳を管理している資産活用課では、受領した校舎部分の工事竣工引継書に添付された図面から、当該自転車置場についても財産台帳に登録する必要があると気付いたため、これに関する工事竣工引継書を受領していないにもかかわらず、自転車置場も財産台帳に登録した。 当該部分に関する引継書の受領が漏れた状態となっているが、工事竣工引継書は財産登録に必要となる重要な資料のため、受領を漏れなく行わなければならない。	財務部 公共施設部	【資産活用課】 財産引継において、書類の受領にあわせて現地確認を行ったうえで、登録を行うこととした。 【施設整備室】 自転車置場の工事竣工引継書については、今回の指摘を踏まえ財務部と協議の上、速やかに提出しました。
18	貸付料の算定の結果、発生する端数の取扱いについてのルールを定めるべき 〔報告書47ページ〕	貸付料の算定に当たっての端数処理方法が明らかではない。貸付料自体に及ぼす影響はごく軽微であるものの、土地等の借受者などの利害関係者に対し十分な説明を果たすうえでは、端数処理方法についても統一することが望ましい。 なお、検討に当たっては貸付料の算定は市の条例(施行規則を含む)に関わるものであるため、市との協議が必要と考える。	財務部	市では、貸付期間まで考慮した最終的な算出段階での端数処理を行っている。 土地開発公社の端数処理の取扱いについても、市と同様に行うことで協議済みである。

【2】個別的事項(現地調査案件)

No.	項目	監査結果(要旨)	担当部署	結果への対応
22	<(19) 出口南中振2号線 南中振3丁目について> 約束どおり不法占拠が解消されることを確認すべき 〔報告書80ページ〕	現状の駐車場の一部が道路の不法占拠に当たるので、フェンス等を撤去し、約束どおり不法占拠が解消されることを確認すべきである。	土木部	平成22年度より、不法占拠者への指導を開始し、平成25年1月21日、不法占拠物の撤去を確認した。